過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等	文書注意	戒告	業務停止	免許取消	
今回相当処分等	(ランク1)	(ランク2)	(ランク3~15)	(ランク16以上)	
文書注意					
(ランク1)					
戒告	+1ランク				
(ランク2)	(+2ランク)	+3ランク			
業務停止		(+4ランク)			
(ランク3~15)					
免許取消		免許取消			
(ランク 16 以上)		<i>ን</i> ር በ			

() は過去の処分等の懲戒事由が今回の処分事由と同一の場合

- 過去の処分等の懲戒事由が今回の処分事由と同一の場合は、上表中の()内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。
- 〇 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを 1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当す る場合は軽減しない。